

Ⅲ 決算に関する情報

○平成30年度決算

・歳入歳出決算の概要

(単位:百万円)

歳入		歳出	
他会計より受入	16,801,823	地方交付税交付金	16,548,225
一般会計より受入	16,076,609	地方特例交付金	154,400
財政投融资特別会計より受入	400,000	交通安全対策特別交付金	51,058
東日本大震災復興特別会計より受入	325,214	地方譲与税譲与金	2,650,872
租税	3,325,919	地方揮発油譲与税譲与金	259,895
地方法人税	680,634	石油ガス譲与税譲与金	7,763
地方揮発油税	251,209	自動車重量譲与税譲与金	268,897
石油ガス税	7,595	航空機燃料譲与税譲与金	14,976
自動車重量税	270,722	特別とん譲与税譲与金	12,836
航空機燃料税	15,046	地方法人特別譲与税譲与金	2,086,503
特別とん税	12,818	地方道路譲与税譲与金	0
地方法人特別税	2,087,893	事務取扱費	260
借入金	31,617,295	諸支出金	344
雑収入	802	国債整理基金特別会計へ繰入	32,191,075
前年度剰余金	737,320	予備費	—
前年度剰余金受入	484,424		
東日本大震災復興前年度剰余金受入	252,895		
合計	52,483,161	合計	51,596,235

※ 百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の予算額

(一般会計からの繰入金の実績額) ……16,076,609 百万円
 (予算に計上した繰入金の額) ……16,086,293 百万円

・借入金の額及び当該借入金の予算額

(借入金の額) ……31,617,295 百万円
 (予算に計上した借入金の額) ……31,617,295 百万円

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) …… 886,926 百万円

(剰余金が生じた理由)

地方交付税交付金の支出残額の翌年度繰越(震災復興特別交付税のうち 0.1 兆円、第 2 次補正予算で増額された 0.4 兆円について翌年度に繰り越す措置を講じたこと等によるもの)、地方譲与税譲与金の未譲与(各譲与税法等に基づき、当該年度の最後の譲与後に係る租税収入を翌年度に譲与)等。

(剰余金の処理の方法)

「特別会計に関する法律」(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 1 項の規定により、交付税及び譲与税配付金特別会計の翌年度の歳入に繰り入れられ、地方交付税交付金、地方譲与税譲与金の財源として使用。